

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策 7：選挙制度等の適切な運用
担当部局・課室名	自治行政局選挙部 選挙課、管理課、政治資金課
作成責任者名	自治行政局選挙部 管理課長 熊谷 章
政策評価実施時期	令和 7 年 8 月

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策 7 選挙制度等の適切な運用

第 1 部 制度の全体像と取組状況

<政策目的>

公職の選挙に関する制度の企画・立案、国政選挙等の適正な管理執行を行うとともに、主権者教育を推進し、国民の政治意識の向上を図る。

また、政治資金規正法及び政党助成法の適正な運用を行い、民主主義の健全な発展を図る。



<主な施策>

選挙制度の 企画・立案

1. 国・地方の選挙制度

P 3

適正な 選挙管理執行

2. 国政選挙の管理執行

P 4

(参考) 国政選挙の投票率の推移

P 5

(参考) 国政選挙における年齢別の投票率の状況

P 6

政治資金制度の 適正な運用

3. 政治資金収支報告書・政党交付金使途等報告書の公表等

P 7

4. 政治資金規正法の改正等に伴う対応

P 8

1. 国・地方の選挙制度

衆議院の選挙制度

- 衆議院議員の選挙（定数465）：小選挙区比例代表並立制
 - ※ 小選挙区選挙（定数289）、比例代表選挙（定数176、11選挙区）
 - ※ 任期4年、解散あり、重複立候補あり

参議院の選挙制度

- 参議院議員の選挙（定数248）
 - ※ 選挙区選挙（定数148、原則都道府県単位（定数2～12））
比例代表選挙（定数100。全国選挙区）：非拘束名簿式
 - ※ 任期6年、3年ごとに半数改選

地方公共団体の選挙制度

- 地方公共団体の長の選挙（都道府県知事、市町村長）
 - ※ その地方公共団体の区域（都道府県の区域、市町村の区域）で実施
 - ※ 任期4年（議会の不信任決議による失職あり）
- 地方公共団体の議会の議員の選挙（都道府県、市町村）
 - ※ 選挙区は以下のとおり
 - 都道府県：市、町村を単位とした選挙区で実施（強制合区、任意合区あり）
 - 指定都市：行政区を単位とした選挙区で実施
 - 市町村：原則、市町村の区域で実施（選挙区を設けることも可能）
 - ※ 任期4年（長による解散、自主解散あり）

2. 国政選挙の管理執行

国政選挙は、衆・比例代表、参・比例代表の選挙は中央選挙管理会（総務省）、衆・小選挙区、参・選挙区の選挙は都道府県選挙管理委員会が管理。

※ 中央選挙管理会の庶務は、総務省において行う（法5条の2⑯）。

※ 国政選挙の選挙管理経費は国庫が負担する。

各選挙管理機関の主な業務

< 中央選挙管理会（総務省） >

- ・ 衆・比例代表、参・比例代表及び最高裁国民審査に関する事務
- ・ 都道府県・市区町村選管への助言・勧告

< 都道府県選挙管理委員会 >

- ・ 衆・小選挙区、参・選挙区に関する事務
- ・ 市区町村選管への助言・勧告

< 市区町村選挙管理委員会 >

- ・ 選挙人名簿の調製、投票所入場券の発送
- ・ ポスター掲示場の設置
- ・ 投開票事務

中央選挙管理会（総務省）の主な動き

- ・ 各種物資の準備、政党説明会の開催

【公示日】

- ・ 名簿届出受付

- ・ 各種媒体を活用した臨時啓発の実施
- ・ 比例代表選挙の選挙公報印刷原稿配布
- ・ 期日前投票の状況など各種報道発表

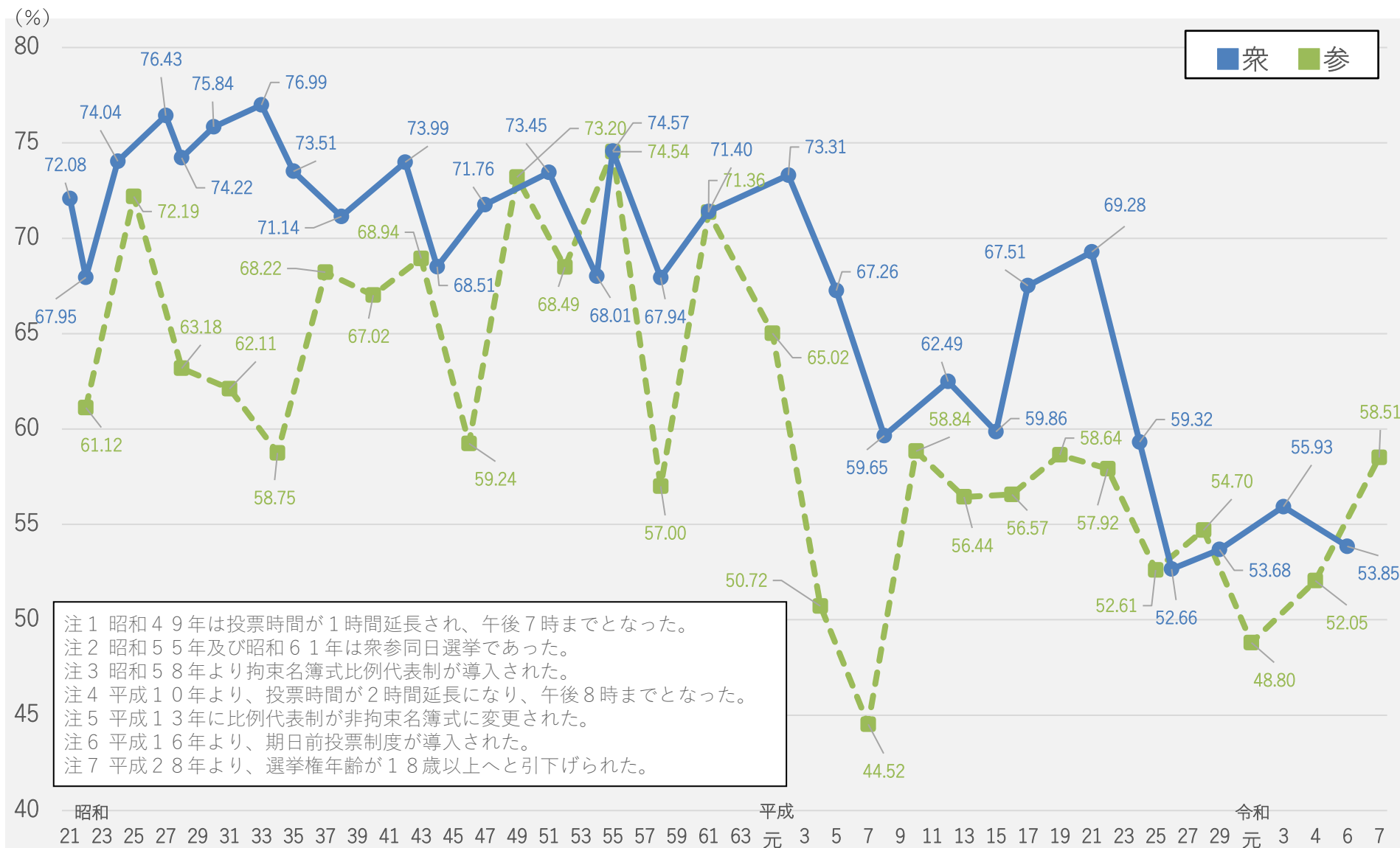
【投開票日】

- ・ 投・開票結果の報道発表

- ・ 閣議に資料（当選人・投票結果）を配布
- ・ 選挙会の開催場所・日時決定（選挙会において当選人決定）
- ・ 名簿届出政党・当選人への告知
- ・ 当選証書付与

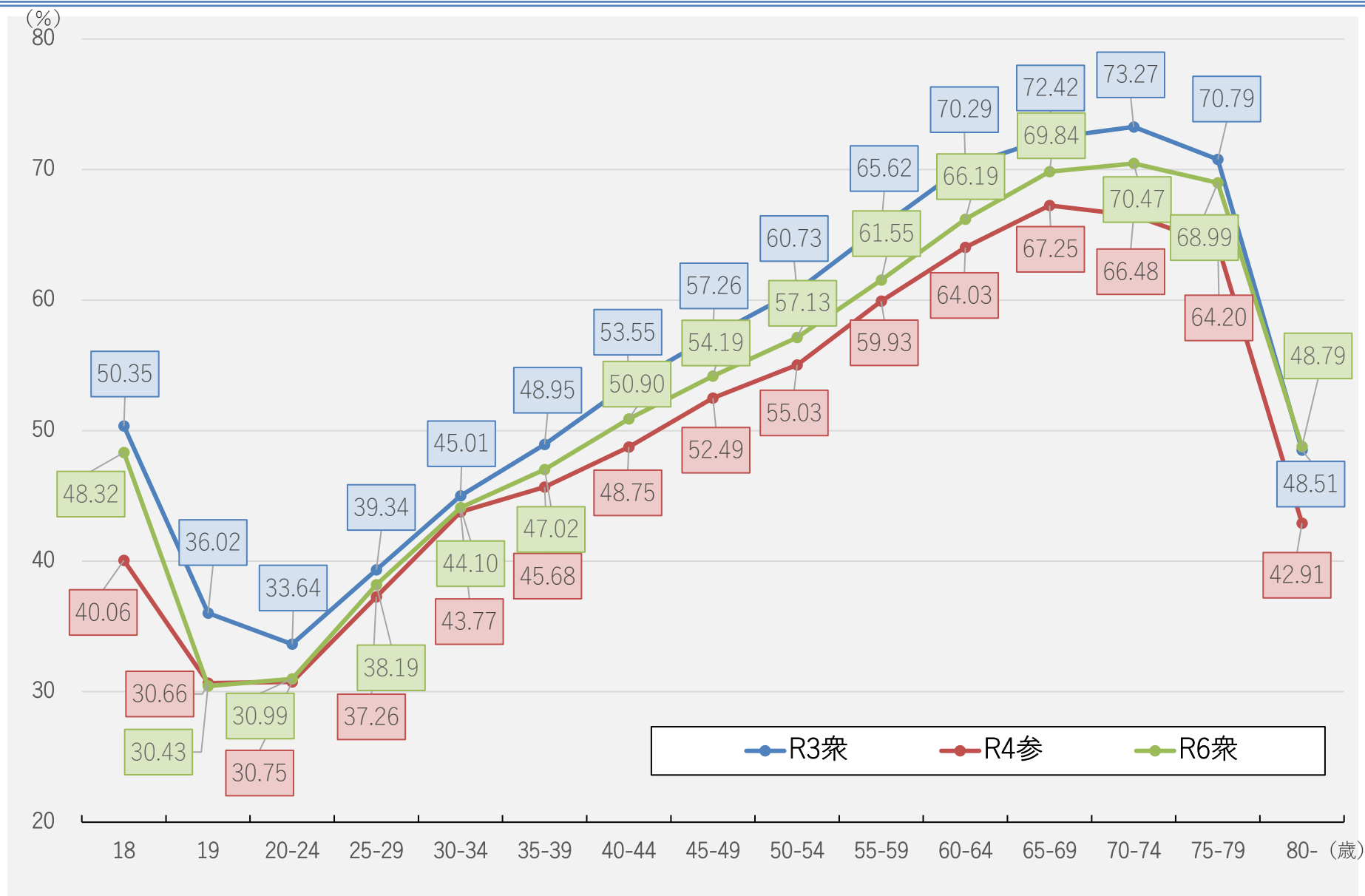
2. 国政選挙の管理執行

(参考) 国政選挙の投票率の推移



2. 国政選挙の管理執行

(参考) 国政選挙における年齢別の投票率の状況



※抽出調査 (各都道府県から4投票区を抽出、全188投票区)

3. 政治資金収支報告書・政党交付金使途等報告書の公表等

政治資金収支報告書、政党交付金使途等報告書の提出から公表までの流れ

政治資金規正法は、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体に係る政治資金の収支の公開等を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。

また、政党助成法は、国が政党に対し政党交付金による助成を行うこととし、このために必要な政党の要件、政党の届出その他政党交付金の交付に関する手続を定めるとともに、その使途の報告その他必要な措置を講ずることにより、政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的としている。

これらの法律の目的に沿って、政党など政治団体の届出の受理、政党など政治団体が作成する政治資金収支報告書（12月31日現在でその年における収支等の状況を記載した報告書）や政党交付金使途等報告書（12月31日現在でその年における政党交付金に係る収支等の状況を記載した報告書）の公表等を行っている。

	政治資金収支報告書	政党交付金使途等報告書
前年 1 月 1 日 ～12 月 31 日	12 月 31 日現在でその年における 収支等を記載	12 月 31 日現在でその年における 収支等を記載
	国会議員関係 政治団体	国会議員関係政治 団体以外の政治団体
2 月 28 日	監 査 人 に よ る 監 査	↓ 政党支部の提出期限 (支部政党交付金の支給元である 政党本部等に対して) ↓
3 月 31 日	提出期限	政党本部の提出期限(総務大臣あて)
5 月 31 日	提出期限	↓
9 月 30 日		報告書の要旨(※1)の公表期限 ・要旨公表後5年間、報告書本体を 閲覧・写しの交付(※2)、インタ ーネット公表(総務省)
11 月 30 日	報告書の要旨(※)の公表期限 ・要旨公表後3年間、報告書本体を閲覧・ 写しの交付、インターネット公表(総 務省及び都道府県選挙管理委員会) ・国会議員関係政治団体に係る少額領収 書の開示(総務省及び都道府県選挙管 理委員会) ※ 令和8年1月1日から要旨公表に 係る規定は削除され、報告書本体の インターネット公表が義務化され る。	※1 令和8年1月1日から要旨 公表に係る規定は削除され、 報告書本体のインターネット 公表が義務化される。 ※2 写しの交付については、令 和8年1月1日より開始され る。

4. 政治資金規正法の改正等に伴う対応

政治資金パーティー収入の不記載問題を受け、各党各会派において政治資金に関する議論が行われ、令和6年6月及び12月に政治資金規正法の改正等が行われた。

政治資金規正法の改正等の概要

【令和6年6月改正（政治資金規正法改正）】（令和6年6月19日成立、同年6月26日公布）

- 国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化等（代表者の監督責任、罰則の強化等）
- 政治資金監査の強化（国会議員関係政治団体の範囲の拡充、翌年への繰越しの金額の確認等）
- 政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進（収支報告書等のオンライン提出の義務化等）
- 政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げ（20万円超→5万円超）
- 政治資金パーティーの対価の支払方法の制限（口座振込みによる方法への制限）
- 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止
- 国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保（みなし国会議員関係政治団体）
- 個人寄附者等の個人情報の保護

【令和6年12月改正等】（令和6年12月24日成立、令和7年1月公布）

①政治資金規正法改正

- 渡切りの方法による経費支出の禁止

②政治資金規正法等改正

- 収支報告書に係るデータベースによる情報提供の充実（政党本部又は政治資金団体に係る収支報告書のオンライン提出の義務化及び収支報告書に係るデータベースを用いた公表）
- 外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止等
- 租税特別措置法の一部改正（公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対して政治活動に関する寄附をする場合においては、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の適用対象とならないものとする）

③政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律

※ プログラム法であり、今後、委員会等の設置に向けた法律が必要

本政策に係る予算事業の名称・行政事業レビューシート及びその他参考資料

予算事業名及び行政事業レビューシートURL

予算事業名	行政事業レビューシートURL
投票環境の向上等に要する経費	https://rssystem.go.jp/project/bc76ad4d-3119-4995-8f5b-bc6e264d0e10
参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費	https://rssystem.go.jp/project/248992e7-ef7b-4781-a13f-7d9205b0a445
選挙制度等の整備に必要な経費（参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費除く。）	https://rssystem.go.jp/project/72b17dc8-8c6b-4a0b-a0ba-9c4e2c555241
諸外国の選挙制度等に関する調査研究	https://rssystem.go.jp/project/9175af9e-282d-48e7-a012-1492f9be5174
電磁的記録式投票導入支援経費	https://rssystem.go.jp/project/0d30f8da-c4fc-495a-95ce-267d0e45112d

参考資料

資料名	掲載ページURL
選挙結果等	https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/index.html#chapter1
政治資金収支報告書・政党交付金使途等報告書	https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo03.html

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策 7 選挙制度等の適切な運用

第 2 部 特に注力する／改善を図る施策（重点分野）

（その 1）参加・実践等を通じた政治意識の向上

1. 概要・背景等

○ 選挙の常時啓発（選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治意識の向上を図ること。公職選挙法第6条第1項。）は、若者も年配者も、社会的知識の欠如や政治的無関心では通用しない社会になっている中で、あらゆる世代を通じ、「社会参加の促進」と「政治的判断能力の向上」を二つの大きな柱として、社会に参加し、自ら考え、自ら判断できる高い資質を持った主権者を育成することが重要であり、総務省・中央選挙管理会及び各自治体の選挙管理委員会のみではなく、他の行政機関や明るい選挙推進協会等の民間団体においても実施されている。

総務省

- 各団体が実施する主権者教育推進に関する事業の支援
 - ・主権者教育アドバイザーの派遣 ・長期的計画の策定の支援
 - ・主権者教育優良事例推進事業 ・主権者教育のための教材作成
 - ・各団体の取組事例の紹介 ・主権者教育だよりの発出
- 政治や選挙等に関する副教材の作成・配布（文部科学省と連携）
- 主権者教育に関するイベント等の開催
- 制度改正周知

選挙管理委員会

- 年代に応じた題材や選挙時期などを踏まえた長期的な計画の策定
 - ※地域の様々な機関（教育委員会、学校、明推協、NPO法人等）と協力体制を構築し策定 プランナー等の活用も必要
- 学校等への出前授業、主権者教育に関するイベント等実施
 - ※教育委員会や議会事務局など他部署やNPOなどの他団体と連携
- 選挙事務への学生起用
- 制度改正周知

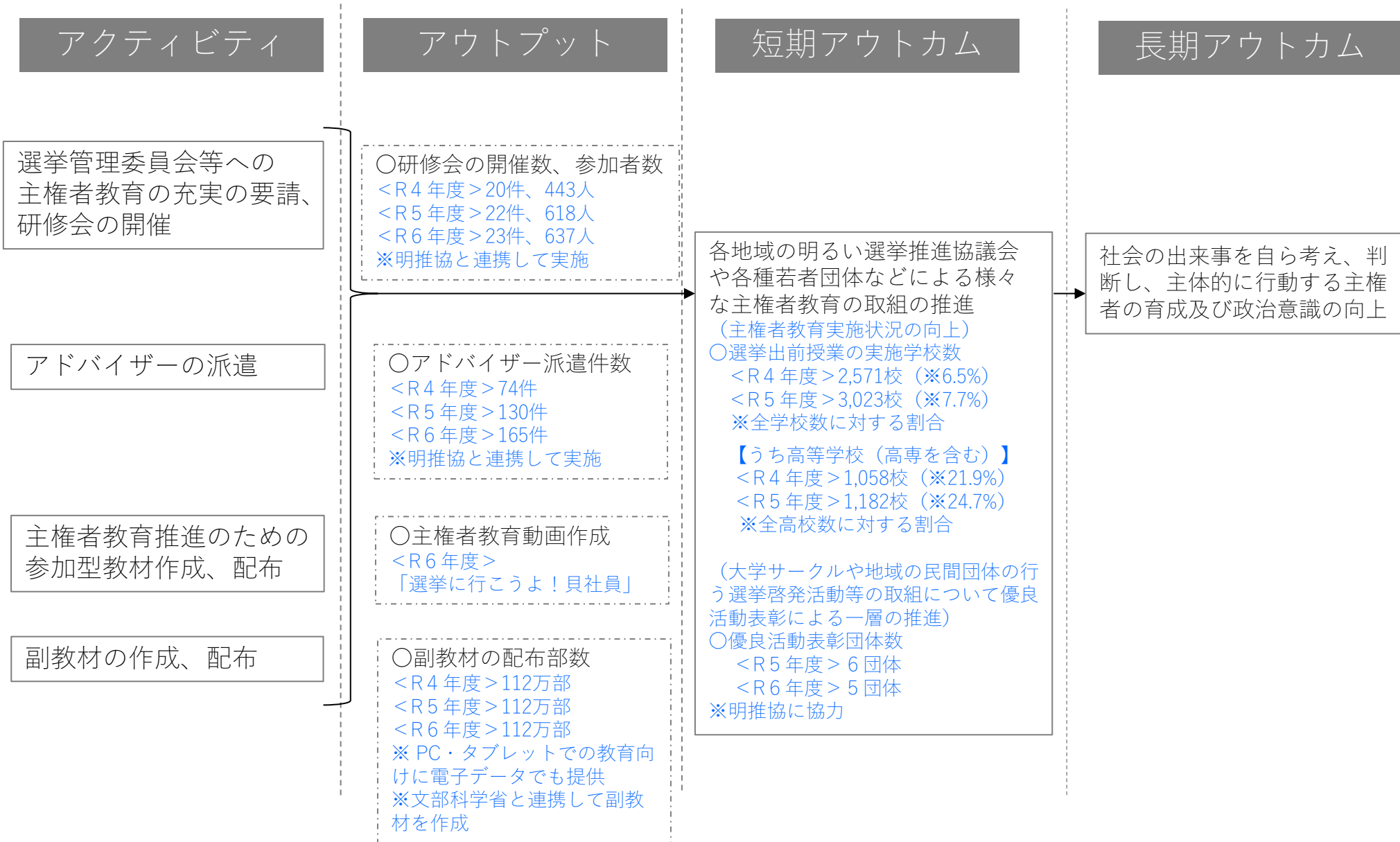
明るい選挙推進協会（明推協）、NPO、地方議会等

- 地域活動の活性化（研修の実施）
 - ※地域の明推協や若者を対象としたフォーラム（研修）の実施
- 主権者教育に関する広報誌発行等
- 主権者教育のための教材作成
- 若者選挙ネットワークによる取組
- 選挙管理委員会等が行う出前授業における連携
- 主権者教育に関するイベント等における連携

学校、文部科学省

- 子供たちの発達段階に応じた主権者教育を各学校で主体的に実施
 - ※高等学校においては副教材を活用するなど
- 選挙管理委員会等と連携した出前授業の実施
 - ※主権者教育アドバイザー派遣制度の活用を含む
- 学習指導要領の改訂
 - ※高等学校において主体的な社会参画に必要な力を実践的に育む「公共」の設置
- その他
 - ※社会参画の態度を育むための体験的・実践的な学習プログラムの開発など

2. 効果発現経路



3. 現状・課題

現状・課題

選挙権年齢の18歳以上への引下げ等を踏まえ、若い世代が政治に関心を持ち、積極的に政治に参加することが期待されている中、政治意識の向上を図る観点から、国や社会の問題を自分たちの問題として捉え、考え、行動していく主権者を育てる主権者教育の取組が重要であり、好事例の横展開を含め、その取組の充実を図っていく必要がある。

副教材の作成・配布

選挙権年齢の18歳以上への引下げに対応し、総務省と文部科学省が連携して、政治や選挙等に関する高校生向け副教材及び教師用指導資料を作成し、1～3学年の高校生等向けに国公私立全ての学校に配布。

主権者教育に関する取組例

<a.政治や選挙に関する教育の充実>

- 各選挙管理委員会と教育委員会との連携による高校等における出前授業の実施。
⇒実施学校数及び受講生数（高等学校）
令和5年度：1,182校（23万人）
- 主権者教育アドバイザーを学校等に派遣。
⇒令和5年度：130件、令和6年度：165件
- 出前授業で活用可能な動画教材等の作成。

<b.参加・体験型学習の促進>

- 若者リーダーフォーラム等の研修会の開催を支援。
⇒参加者数：令和5年度：618人、令和6年度：637人

<c.取組事例の横展開>

- 各地の取組事例（出前授業やこども議会等）を動画や事例集に収め、令和6年3月下旬に全国の選挙管理委員会や教育委員会などへ周知。
これらを活かした優良事例の横展開を図る。

<d.政治意識向上のための情報発信>

- 若年層を始め、幅広く国民に政治意識の向上や投票参加を呼びかけるためのフォーラムや情報発信を実施。

4. 今後の方向性

- 主権者教育の更なる推進に向けて団体等へ積極的な働きかけを行うとともに、主権者教育アドバイザーの拡充を図り、学校等への派遣や研修会の開催などにより、各地域の取組が活発に行われるよう支援する。
- 選挙管理委員会だけでなく、議会事務局や教育委員会、各地の明るい選挙推進協議会など主権者教育の取組に関わる各主体の連携を図り、それぞれの主権者教育の取組を共有するなど、新たな主権者教育の取組につなげる。
- 主権者教育の推進のため、各地域で行われている主権者教育の優良事例について、その具体的な内容・手法等について調査し、全国の選挙管理委員会等にその内容を紹介することにより、横展開をより一層推進していく。

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策 7 選挙制度等の適切な運用

第 2 部 特に注力する／改善を図る施策（重点分野）

（その 2）投票環境の向上

1. 概要・背景等

選挙人の投票環境の向上を図るための制度として、主に以下のものがある。

○期日前投票制度

- ・不在者投票者数の増加に伴い、その手続を簡便にし、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、投票日当日における投票の例外として創設。
- ・投票所への交通手段の確保が難しい選挙人などの投票機会の確保の観点から、複数の箇所を巡回する自動車を活用した移動期日前投票所の取組が実施されている。

○共通投票所

- ・市町村の選挙管理委員会が、選挙人の投票の便宜のため必要があると認める場合、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる共通投票所を設けることが可能。

○不在者投票制度

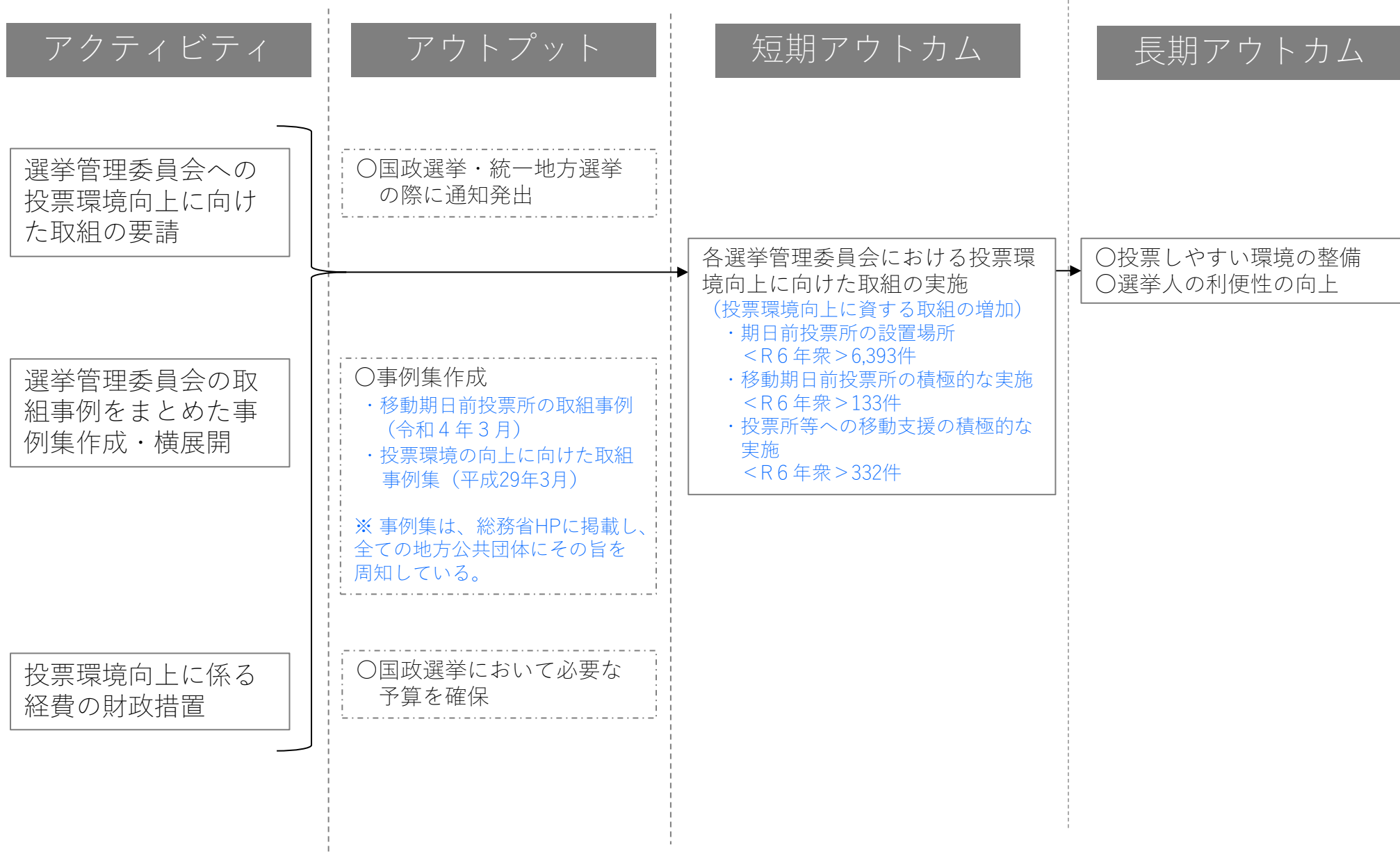
- ・仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している場合に、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票できる制度。一般的な不在者投票制度に加え、身体に重度の障害がある方を対象とした郵便等投票制度や、遠洋区域を航行区域とする指定船舶等に乗船し本邦以外の区域を航行する船員を対象とした洋上投票などを設けている。

○在外投票制度

- ・仕事や留学などで海外に住んでいる場合に、外国にしながら国政選挙に投票できる制度。

また、高齢者や障害者など投票所（期日前投票所及び共通投票所含む。）への移動が困難な方はもとより、選挙人の投票の機会を幅広く確保する観点から、投票所までの巡回・送迎バスの運行やバスの無料乗車券の発行など、選挙人に対する投票所への移動支援に関する施策が実施されている。

2. 効果発現経路



3. 現状・課題

人口減少や少子高齢化など社会環境が変化する中においても、投票環境向上を図るため、各団体の取組事例を紹介し、期日前投票所の利便性の高い場所への設置などの取組を検討するよう全国の選挙管理委員会に要請している。

期日前投票所の設置場所

・ショッピングセンターなど利便性の高い場所への期日前投票所の設置について、積極的に取り組むこと。

	期日前 投票所数	大学等	ショッピング センター等	駅構内	市役所等	その他の 公共施設	その他
R6衆	6,393	71	394	23	3,511	2,087	307
R4参	6,169	84	373	21	3,524	1,868	299
R3衆	5,954	60	315	14	3,569	1,761	235

移動期日前投票所の積極的な実施

・複数の箇所を巡回する自動車を用いた移動期日前投票所については、投票所までの距離が遠い選挙人などの投票機会の確保の観点から有効な取組と考えられるため、積極的に対応すること。

	R6衆院選	R4参院選	R3衆院選	R元参院選
実施団体数	133	88	59	33

投票所等への移動支援の積極的な実施

・選挙人に対する投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。）までの交通手段の提供に要する経費については、選挙執行委託費の基準額に加算措置が行われることも踏まえ、高齢者や障害者など投票所への移動が困難な者はもとより、選挙人の投票の機会を幅広く確保する観点から、移動支援に関する施策について、積極的に講じること。

	R6衆院選	R4参院選	R3衆院選	R元参院選
実施団体数(事業数)	332(380)	306(356)	280(322)	247(288)

4. 今後の方向性

- 期日前投票所や共通投票所の積極的な活用について、引き続き全国の選挙管理委員会に要請を行う。
- 各選挙管理委員会における、投票環境向上に資する取組の実施のため、各選挙管理委員会の優良事例の横展開や、選挙事務に精通したアドバイザーの派遣を継続する。
- 選挙人のライフスタイルや、社会環境の変化に対応した投票環境向上に係る取組を支援する。